

平成22年3月19日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

条 例

○地方独立行政法人秋田県立療育機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例（1・障害福祉課）……………2

この号で公布された条例のあらまし

- ◇地方独立行政法人秋田県立療育機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例（秋田県条例第1号）
- 1 地方独立行政法人秋田県立療育機構の設立の日において当該法人の職員となる者が現に所属する県の内部組織は、秋田県太平療育園（事務局を除く。）とすることとした。（第1条関係）
 - 2 秋田県太平療育園条例（平成17年秋田県条例第69号）及び秋田県小児療育センター条例（平成17年秋田県条例第70号）を廃止することとした。（第2条関係）
 - 3 秋田県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年秋田県条例第38号）について、所要の規定の整備を行うこととした。（第3条関係）
 - 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
 - (3) 次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 - ① 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例（昭和23年秋田県条例第57号）
 - ② 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）
 - ③ 重要な公の施設等の範囲を定める条例（昭和39年秋田県条例第31号）
 - ④ 職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田県条例第1号）
 - ⑤ 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和63年秋田県条例第3号）

条 例

地方独立行政法人秋田県立療育機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例をここに公布する。

平成二十二年三月十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県条例第二号

地方独立行政法人秋田県立療育機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例

(職員の引継ぎ)

第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十九条第二項の条例で定める県の内部組織は、秋田県太平療育園(事務局を除く。)とする。

(秋田県太平療育園条例及び秋田県小児療育センター条例の廃止)

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 秋田県太平療育園条例(平成十七年秋田県条例第六十九号)

二 秋田県小児療育センター条例(平成十七年秋田県条例第七十号)

(秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第三条 秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号(及び(六)中「県又は」を削り、「地方独立行政法人秋田県立病院機構」の下に「又は地方独立行政法人秋田県立療育機構」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた第二条の規定による廃止前の秋田県太平療育園条例第二条第一項の診療等及び肢体不自由児施設支援又は短期入所の提供に係る使用料並びに同日前に受けた第二条の規定による廃止前の秋田県小児療育センター条例第四条第一項の診療等及び知的障害児通園施設支援、盲ろうあ児施設支援又は肢体不自由児施設支援の提供に係る使用料並びに同日前にした第二条の規定による廃止前の同条例第四条第一項の宿泊室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例の一部改正)

3 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例(昭和三十二年秋田県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「病院、」を削り、「外」を「ほか」に、「並びに」を「及び」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の恒日直勤務にあつては二万円、」及び「その他の」を削り、「七千二百円」を「七千二百円」に改め、「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の恒日直勤務にあつては三万円、」を削り、「一万八千円」を「一万八千円」に改める。

別表第六の一及び二中「遊園」を削り、同表の三中「遊園」及び「遊園、遊園」を削る。

(重要な公の施設等の範囲を定める条例の一部改正)

5 重要な公の施設等の範囲を定める条例(昭和三十九年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

6 職員の定年等に関する条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

7 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八条とし、第十一条を第九条とする。

第十二条第一項第二号中「第十号第二項」を「第八号第一項」に改め、同条を第十号とし、第十三条を第十一条とし、第十四条から第二十八号までを二条ずつ繰り上げる。



発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号